

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三芳野会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事及び評議員が理事会ないし評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により日当及び旅費等を支払うことができる。

2 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算払いを支払い、出張終了後清算することができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合には、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事長の報酬)

第6条 理事長の報酬について、別表4により月額報酬を支払うことができる。

2 支払日は毎月25日に銀行振込にて本人の口座に振込支給する。支給日が休日の場合は、直前の銀行営業日に支払う。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の承認を経なければならない。

付 則

この規程は平成16年4月1日から施行する。

この規程は平成20年4月1日から施行する。

この規程は平成22年4月1日から施行する。

この規程は平成24年6月1日から施行する。

この規程は平成27年4月1日から施行する。

この規程は平成28年1月1日から施行する。

この規程は令和4年2月1日から施行する。

別表 1

名称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	5,000円	1,000円
評議員会出席報酬等	5,000円	1,000円

別表 2

名称	日当	旅費	宿泊費
理事長及び常務理事業務報酬等	12,000円	実費	16,000円
理事及び評議員業務報酬等	8,000円	実費	15,000円

別表 3

名称	報酬	実費弁償費
監事監査指導報酬等	20,000円	1,000円

別表 4

名称	月額報酬
理事長の報酬	100,000円

※報酬の支払額は源泉所得税を控除した額を支払う。